

電子システムの運営における児童保護に関する政府規則 2025 年 17 号の施行

2025 年 6 月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二
インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

2025 年 3 月 27 日、インドネシア政府は、児童とテクノロジーという社会における極めて重要な対象に対応するため、電子システムの運営における児童保護に関する政府規則 2025 年 17 号（「GR17/2025」）を公布、施行致しました。



2. GR 17/2025 の趣旨

現代における児童は常にテクノロジーと関わっているため、常に権利を侵害されるリスクがあります。GR 17/2025 は、この点を踏まえ、以下のようなリスクを軽減し、これにより安全なデジタル環境を促進する点に趣旨があるとされています。

- 個人情報の悪用
- ネットいじめ
- オンライン交流のその他の弊害

3. ESO の義務

GR17/2025 は、「児童（Anak）」を製品、サービス、および機能にアクセスするために電子システムを使用する者で、18 歳未満の者と定義した上で、電子システム運営者（「ESO」）に対し、電子システムを使用またはアクセスする際に、児童を保護することを求めています（1 条 1 項、2 条）。この場合の ESO には公的 ESO 及び民間 ESO の双方が含まれ（3 条）、各 ESO は、児童を保護するために、以下の義務を負うとされております（2 条 4 項）。

- a. 自社の製品やサービスの利用に関する最低年齢について、下記のグループに分けて提供する義務（2 条 4 項 a）
 - (i) 3~5 年
 - (ii) 6~9 歳
 - (iii) 10~12 年
 - (iv) 13~15 年
 - (v) 16 歳以上 18 歳未満
- b. 利用者の年齢を確認するシステムを導入する義務（2 条 4 項 b）
- c. 児童の権利を侵害する、または侵害する可能性のある製品、サービス、機能の悪用に関する報告を行うシステムを提供する義務（2 条 4 項 c）

4. 児童関連オンライン・コンテンツのリスク分類と通知要件

GR17/2025 は、前述の児童が使用することが想定される製品、サービス、機能について、児童に対する潜在的な影響の大きさごとに、低～高リスクに分類した上で、下記のリスク評価基準を規定しております（第 4 条、第 5 条）



リスク評価基準

リスクレベルは以下の基準に基づいて決定される。

- a. 見知らぬ人との接触があること
- b. ポルノ、暴力、生命の危険、または児童にふさわしくない内容に接触する可能性があること
- c. 消費者として児童を搾取すること
- d. 児童の個人データの安全を脅かすこと
- e. 依存を引き起こすこと
- f. 児童の精神に悪影響を及ぼすこと
- g. 児童の身体に悪影響を及ぼすこと

特定の製品等が、上記評価基準のうち、1つでも高リスクと評価される場合、当該製品等は全体として高リスクに分類されます（5条4項）。各ESOは上記について自己評価を行った上で、管轄の大臣に報告し、報告を受けた大臣はこれを検証し、リスク分類を決定する旨が規定されております（5条5~8項）。ただし、実際の評価プロセスの詳細は大臣規則で定める旨が規定されております（6条）。

5. ESOの具体的な義務

3で記載したESOの義務を実現するため、GR17/2025は以下の具体的な義務について規定しております（7条1項）。

- a. 児童の親または後見人の同意を得ること
- b. 個人情報保護影響評価を実施すること
- c. 製品、サービス、機能の設定、特に児童向けに設計されたものや児童がアクセスできる可能性のあるものは、あらかじめ高いプライバシー設定で構成すること
- d. 利用者が製品、サービス、機能を理解できるよう、完全、正確、かつ明確な情報を提供すること
- e. デジタルエコシステムを教育し、支援すること
- f. 製品、サービス、機能を通じて児童の活動や居場所を監視する際に、通知やシグナルを提供すること
- g. 児童の年齢や能力に合った機能を提供する
- h. インターネットに接続された玩具や機器を提供する際、児童の個人情報を処理する責任者を明確にすること
- i. ESOに任命された、またはESOと協働する第三者が児童保護規則を遵守していることを確認すること
- j. 個人情報保護業務を担当する役員を任命すること

6. 禁止されている活動

5で記載した義務に加え、GR17/2025は、ESOに対して以下の行為を禁止しております（7条2項）。

- a. 製品、サービス、機能の開発や提供において、不透明または不正確な方法、技術、または手法を使用すること
- b. 児童の正確な地理的位置情報を収集すること
- c. 個人情報やオンライン上の行動に基づいて、児童のプロフィールを作成すること

7. 制裁

前述の各義務にESOが義務に違反した場合、下記のような行政制裁が課されうる旨を規定しています（38条）。

- a. 書面による警告
- b. 行政罰金



- c. 一時的な停止
- d. アクセスの停止

8. 個人情報保護法（PDP 法）との整合性

2022 年に制定された個人情報保護法（「PDP 法」）も、児童の保護について一定の規定を置いています。GR 17/2025 自体は PDP 法ではなく、情報および取引に関する法律 2008 年 11 号（法律 2024 年 1 号により一部改正）の施行規則という位置づけですが、GR 17/2025 は電子システム上における児童の保護についてより具体的かつ実践的なガイドラインを提供している点で、両者は相互に保管している形となります。例えば、PDP 法は、ESO が児童の個人情報を収集する際、保護者の同意取得を義務付けているところ、GR17/2025 は当該同意は明確で、明示的で、説明責任を果たすものでなければならない旨を規定しております。

9. 結論

GR 17/2025 は、インドネシアのデジタルエコシステムにおける児童たちの保護において、重要な規定となります。同規則は、ESO に対して、明確な基準と義務を課すことによって、デジタル空間における児童保護のための各法令と、各法令の執行の間に存在するギャップを埋めることが期待されております。

インドネシアで事業を行う企業においても、本規則で定められた内容を理解した上で、自社の製品等をこれに住居した形で提供する必要がございます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



馬居 光二
One Asia Lawyers Indonesia Office 代表
日本法弁護士

日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



Prisilia Sitompul (プリシリア・シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセルとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisilia@oneasia.legal